

2026年2月2日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイフル  
代 表 者 名 代表取締役社長 穴見 くるみ  
(コード番号 9942 福証)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 野島 豊  
(TEL 097-551-7131)

### ノロウィルスによる食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社子会社の株式会社ジョイフル中国が運営する店舗「ジョイフル高梁店」(岡山県高梁市)におきまして、ノロウィルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。発症されたお客様ならびにご関係の皆様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 食中毒事故の内容について

2026年1月25日から27日に「ジョイフル高梁店」でお食事をされた複数のお客様より、下痢や嘔吐、発熱等の症状を呈しているというご連絡が、岡山県備北保健所を通じてありました。

これを受け、2026年1月28日、岡山県備北保健所の立ち入り検査が実施され、その後の調査の結果、食中毒の病原物質であるノロウィルスが検出されました。

なお、当該店舗においては、2026年1月28日23時より営業を自粛しております。

##### 2. 行政処分の内容について

上記内容により、2026年1月30日付で岡山県備北保健所より、以下のとおり行政処分を受けました。

処 分 店 舗:ジョイフル高梁店(岡山県高梁市)

所轄保健所:岡山県備北保健所

処分年月日:2026年1月30日

処分の理由:食品衛生法第6条第3号違反

処 分 内 容:2026年1月30日～2月2日 4日間の営業停止

病 因 物 質:ノロウィルス

##### 3. 衛生管理体制及び再発防止策について

この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当社及びグループ各社では、本件を重く受け止め、再度従業員全員に対し、食材保管時及び調理時の衛生管理の強化、衛生管理マニュアルの遵守並びに従業員の健康管理チェックを再徹底し、再発防止に努めてまいる所存でございます。何卒、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

##### 4. 業績への影響

本件による当社の業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には別途速やかにお知らせいたします。

以 上